

# 遺留分減殺請求が想定される場合の対応策と事前準備

税理士法人プラス・行政書士法人サポートプラス

税理士・行政書士

寺西 雅行

## I ◆ 検討の前提 ～民法の関連事項の確認

贈与と遺産分割が遺留分に密接に関係していることは改めていうまでもないが、相続予定者等の中には、これら民法の規定について誤解されている方もあるようである。そこで、本論に先立ち、まず民法の関連事項を確認しておきたい。

遺産分割の対象は、「共同相続人に被相続人から遺贈や生計の資本等の贈与を受けた者がある場合は、相続開始時財産にその贈与価額を加えたものを遺産とみなし」(民法903)、諸々の計算の上、特定の者に対する「遺贈や贈与の価額がその相続分を超える時は、その者は相続を受けることができない」とされている。

つまり相続開始時の遺産のみを対象に遺産分割するのではなく、相続人に対する生前贈与は経過年数にかかわらず遺産の先渡しとして扱うことは周知のとおりである（当然、財産評価通達による評価額をベースにするものでも、税法のように3年以内贈与分だけを考慮したり、また、贈与時評価で考慮するも

のでもない）。この点に対応するように、家庭裁判所に提出する遺産分割調停の申立書には特別受益の有無と遺産範囲の争いの有無の記載欄がある。

他方、ここでいう贈与とは、民法549、550条による成立要件を満たした贈与であり、単に名義を変更しているに過ぎない、俗にいう“名義財産”は当局による調査・指摘を受ける以前に論外である。事実、公正証書遺言等がなく、遺産分割の協議がまとまらない場合は遺産分割調停や審判となるが、筆者が「未分割申告書作成代理税理士」や「遺産目録作成代理人行政書士」として補佐同席をしていると、調停委員や相手方弁護士等から自社株式や預金等の生前贈与の成立性をめぐる応酬が繰り広げられる。

法律の世界に一步踏み込めば、そこは「法人別表株主欄へ記載している」や「贈与申告をしている」等という主張は、税務当局相手の世界でしか通用せず、法の前では何ら贈与の立証物とならない。つまり、遺産分割協議の不成立や遺留分減殺請求という事態になれば“法の洗礼”を受けることとなるのである。無事、贈与成立を立証でき遺産分割を免れた財産の先負い分として考慮される額は「贈与

時の原状であるものとみなした相続開始時価額」(民法904)であるので、自社株式・土地・上場株式の時価の上昇や貨幣価値の変動が遺産分割にまで影響を及ぼし、結果、先貰い額が多いとして遺産分配残額は少なくなることになる。法に明るくない顧客は「相続対策=相続財産対策」と誤解しているようであることから、事業承継指導に当たる際には単純な相続節税の発想だけでなく、この辺りのことも視野に入れた「相続対策」が必要といえる。

ある弁護士が「中小企業の支配権をめぐる紛争で勝利することは、さほど難しくはない」と言っていたのを思い出す。つまり株券発行法人であるにもかかわらず、株券を発行せず、また配当実績もない企業の株式を形式上贈与・売買した上、株主総会招集通知もないまま書類上ののみの総会議事録を作成していた場合でも、株主が単なる名義だけでは議決権も不明確であることから、手続不備により総会決議を無効とすることに持ち込みやすいということだ。

オーナーのプライベート財産や自社株式の裏付けがあつての事業承継を考える際には、①敵対的相続人や株主を徹底排除し、「法の洗礼」を受けないようにするか、②受けたとしても搖るぎないようにリーガルマインドを身に付けておくしかないとしよう。

## II ◆ 遺留分の基本

前述の前提を考えれば2人以上の子がいる企業オーナーや資産オーナーにとって事業・資産承継上で最も厄介なものが“遺留分”といえる。

ここで遺留分の基本事項の確認をしたい。

遺留分は相続人のうち「被相続人の兄弟姉妹以外が持ち」(民法1028)、その計算は「被

相続人が相続開始時に有していた財産の価額に同人が贈与した財産の価額を加え、同人の債務金額を控除した額」(民法1029)を基礎とする。また、贈与は「贈与者、受贈者が遺留分権利者に損害を与えることを知って贈与したものは1年以上前のものでも加える」(民法1030)としている(これらの条文上で贈与とは遺言による贈贈も含まれる)。そして、遺留分権利者は遺留分を保全するためには「贈与の減殺を請求することができ」(民法1031)、結果、受贈者に現物返還を求めることができる。減殺請求をされた受贈者は「減殺請求があった日以降の果実も返還しなければならない」(民法1036)。

また、低額譲渡など不相当な対価による売買なども「贈与とみなし、時価差額相当も償還しなければならない」(民法1039)。たとえ受贈財産を売却などしていたとしても「価額弁償をしなければならない」(民法1040)。

他方「受贈者及び受遺者は目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる」(民法1041)として金銭による弁償も認めている。また、「減殺請求権は遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与や遺贈があったことを知った日から1年以内に行使しない場合と相続開始から10年経過時には時効消滅」(民法1042)とし、請求権そのものに期限制限を設けている。反面、「請求権利者が死亡してもその代襲相続人にも請求権を与え」(民法1044)ている。

これら遺留分は「相続開始前に限り遺留分権利者が家庭裁判所の許可を得た上で放棄」(民法1043)を有効としている(許可審判を受けていない私的な放棄の意思表示は役に立たないことはいうまでもない)。

この場合、誤解をしてはいけないのは、遺留分請求権を放棄したに過ぎず、相続放棄ではないので、遺言がない限り遺産分割協議の

必要性は依然として残っている点である。

遺留分侵害による減殺請求がなされるケースとしては、①財産の一部が生前に特定の人々に曆年贈与や精算課税贈与がされた場合、②遺言がなかったので減殺請求と遺産分割協議がセットで行われるケース、③遺言により特定の人のみに遺贈されているケース、⑤被相続人以外により、生前中に預金の引出しや有価証券の換金が行われ、特定の相続人とその家族らがそれらの金員を隠匿しているケース、⑤自社株式を持株会社や一部の相続人・第三者などに低額譲渡しているケース、⑥同族会社などに遺贈されていたケースなどがあるが、特に①・②は、どこにでもある身近なケースといえよう。

### III ◆ 減殺請求の実際

#### 1 ◎ 価額計算の基本

遺留分の算定は、前述のとおり民法1029条により「相続開始時遺産+贈与財産-負債」とし、これに遺留分割合を乗じた額が遺留分となる。そして、その数値より相続できる額などが少ないとなると遺留分が侵害されたとして減殺請求ができる。ここでいう「相続開始時遺産」は、相続税評価にイコールではないことは前述したとおりであるが、特に注意すべきは非上場株式の株価と不動産の評価額である。

わけても、①「無償返還届出」は税務特有の評価をもたらし、借地借家法上は借地人に不利な無効特約として捉えられることが多いこと、②地代や家賃額、賃貸契約書の文言などにより民法593条に規定する使用貸借に該当しないか、③収益還元法で評価すべきか、④株価は時価純資産とすべきか、などである。

次に「贈与」であるが、贈与財産が天災等

により滅失した場合を除いて、相続発生日現在の貨幣価値に引き直した額（最判昭51.3.18）である。つまり、売却している場合や形が変わっている場合なども、それらがなかった貴い受けた当時と同じ状態で物価変動を考慮した仮定額を見積もる。また、低額売買差額も贈与額に含めることは前述のとおりである。

実務的には不動産や非上場株式等の贈与や相続時精算課税贈与があった場合は、登記や株主名簿・精算課税贈与申告書の閲覧請求により履歴が伺い知れるが、被相続人名義の預貯金からの出金履歴については、従来、家庭裁判所に対して調査嘱託をしなければ、なかなか入手できなかった。

だが、平成21年1月22日に「相続人の内の誰か一人からでも被相続人の預金の入出金取りの履歴の照会があった時には、金融機関は取引記録の開示義務を負う」（要旨）とする画期的な最高裁判決が出た。そもそもこの事件は、相続後に別の相続人が管理していた母親名義の口座残高に合点がいかなかつた他の相続人が金融機関に取引履歴の開示を求めたところ金融機関が拒否。一審、二審を経て残高に加え取引記録の開示義務が金融機関にあることを明確にしたのである。

最高裁が上告を受理・判決に及ぶのは、憲法に照らした法令判断が必要な場合か、全国の地裁・高裁で判断がマチマチになり混乱している状態を平定しようと意図している場合が多いと思われるが、この事件が最高裁で扱われたのは、金融機関も知りながらの本人以外による不透明出金が多発し、遺産分割等の問題に発展していることの現れといえよう。

証券会社も金融庁の監督下に置かれているので今後、証券取引履歴の開示に応じるであろう。そうすると証券会社の場合は過去10年間の証券売買の発注指図人名（名義人では

なく実際に電話等で注文した人物名)の記録義務もあるので、贈与成立性や隠匿・搾取等の事実を明らかにしやすくなる。

筆者の事務所には弁護士からの相続紛争案件や遺産ボリュームに疑問を持った方からの案件相談も少なくないが、そのような案件では相続税申告を別々に提出ということもよくあることである。これは、不明朗な申告書に疑問を持ちつつも同じ申告書に押印するということは、遺産範囲にある程度同調したとの解釈をされるのを避ける目的である。当然に未分割申告で、申告遺産のボリュームも異なるので税務当局も税務調査権限を発動せざるを得ず、その結果、遺産の範囲や特別受益を明らかにして適正な遺産分割を顧客にもたらせる可能性を追求している。

また、「贈与」については、何年前の贈与までを考慮するのかということも、実務上は大きな問題である。これについては最高裁平成10年3月24日判決において「特別受益にさえ該当すれば1年以内贈与や遺留分侵害を意図するものでなくても特段の事情のない限り遺留分減殺請求の対象になる」(要旨)として、何年前の贈与でも考慮の対象となる。

## 2 ◆ 債 務

次に「債務」についてである。最高裁平成8年11月26日判決において前述の民法1029条による遺留分の額から遺留分権利者が相続によって得た財産を控除し、さらに「同人が負担すべき相続債務の額を加算して算定する」(要旨)とされた。

加えて直近の最高裁平成21年3月24日判決により、もう一步踏み込み「相続人の内の一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされ、その相続人も相続債務を全て承継した場合、遺留分の侵害額の算定に於いては遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務を

別途遺留分に加算することは許されない」とした。

つまり、この判決により遺言で債務者指定がなされた人物は銀行等の債権者が異を唱えない限度において、その法的有効性にお墨付きを与えたと共に、債務者が相続人全員に法定相続分に応じた債務の弁償を求め、相続人らがこれに応じたときには「履行した相続債務の額を自己の遺留分の額に加算することはできず、相続債務を全て承継した相続人に対して求償しうるに留まる」として、その履行額は遺留分減殺でなく単なる求償権として処理せよという判断を下した。

## 3 ◆ 遺留分減殺請求の意思表示

意思表示方法には特段の決まりはないが、民法1042条により減殺請求に期間制限を設けていることから、通常は内容証明郵便で遺留分侵害者宛てに送達する。

そこで、実務上問題になってくるのが、侵害者がその内容証明郵便を受領しなかった場合に意思表示がなかったことになるかということである。これについては最高裁平成10年6月11日判決において「内容証明郵便が郵便局からの不在配達通知があったにもかかわらず、侵害者がこれを受領しに行かず、郵便局にての保管期間が過ぎた後に遺留分権利者に返送された場合は、遅くとも留置期間が経過した時点で侵害者に送達されたものと認める」(要旨)としている。

筆者においても行政書士法人の立場で、かような内容証明の書類作成を受託することがあるが、依頼者より「相手方が受領拒否した場合はどうなるのか」という質問はよくあることなので、この判決は実務上重要である。返送されてきた内容証明郵便を権利者が保管しておくことは、期限内表示があった証拠物として大切なことといえる。

## 4 ◆ 請求相手

請求相手は遺留分に食い込んで遺贈や贈与を受けた、いわば遺留分侵害者である。特定遺贈の場合は、侵害者がその相手となるが、遺言内容が包括遺贈の場合で遺言執行者が定められていれば「遺言執行者に対する遺留分減殺請求も可能」(星野雅紀編『遺留分をめぐる紛争事例解決集』165頁(新日本法規出版))としている。

筆者の推測であるが、信託銀行等が遺言信託を行う際には大半のケースで銀行自らが遺言執行者として指名を遺言者に促している反面、常に遺留分を気に掛けた内容にしているのは高額な執行報酬の取りこぼしも防ぎながら、しかし、遺留分請求を受けてしまう当事者にならないための、いわば保身的な術なのかもしれない。

時折、公認会計士や税理士が行政書士資格を有さないまま反復継続して有償で遺言作成の助言を行ったり、有償で遺言執行者となっていると聞くが、弁護士法違反の可能性も高い上、減殺請求の相手方として調停や審判の当事者とされるリスクを知らずに行っていると思われる。他方、それら士業が“個人”として指名を受ける場合には、執行者自らが遺言者より先死亡の可能性も否定できず、その場合は執行者不在となり、結果的に相談者に迷惑をかけることもあり得るので、安易な助言は慎むべきといえる。

## 5 ◆ 遺留分請求による影響

遺留分請求がなされると「生前贈与や遺贈などは遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者や受遺者が取得した権利は侵害する限度で減殺請求をした遺留分権利者に帰すと解するのが判例・通説である」(『遺留分をめぐる紛争事例解決集』239頁)とし、不動産

のような不可分財産は法律上共有となる。そうなれば、その共有となった不動産が地代や家賃の発生するものであれば減殺請求の意思表示以後は民法1036条により、それら地代家賃についても共有持分に応じ、返還を申し出ることができる事になる。

したがって、個人名義の土地上に法人名義で建物を建てている場合などで、国税の相当地代通達のみを意識して高額な地代で土地賃貸借契約をする場合には、将来の遺産分割で事業後継者以外に高い地代を延々と払わされないようにするために、その土地について遺留分や後述の弁償方法まで指定した遺言を作成しておかないと、結果として顧客の財産を傷めることにもなりかねない。

## 6 ◆ 遺留分減殺請求に基づく 弁償の実際

遺留分減殺請求にも民法1033、1034条により順序が定められている。「遺贈→最近の贈与→古い贈与」という順である。

したがって自社グループの株式等の贈与については、重要性の高い会社の株式から早目に贈与しておきたいところであるが、実際は原物返還ではなく民法1041条による現金弁償が大半である。

ここで注目すべきは、この条文が「受贈者及受遺者は(…中略…)価額弁償して原物の返還を免れることができる」として、遺留分権利者の側には遺留分請求の当初より現金弁償に指定した請求に言及していない点である。

だからこそ、遺留分減殺請求の実務では、前述のように過去贈与を把握することと特別受益の現在価値の算定が重要なのである。

## IV ◆ 遺留分対策と事前準備

遺留分に対する対策というと、特効薬や万

能葉はないように思われるが、筆者が実際に活用している方法などを記してみる。

## 1 遺留分特例の活用

経営承継円滑化法における遺留分の特例は、現場で発生している問題をよく知る人が創ったように思う。というよりも従来では、遺産分割協議が不成立になり、自社株式が準共有状態になると、さまざまな決議に支障を来すので贈与・遺言・持株会社への売却に煩らざるを得なかったが、贈与も遺言も遺留分が問題になるばかりでなく、遺言の場合は撤回や変更をされる可能性もあった。

他方、売却の場合は譲渡所得税と買取資金が常に問題となっていた。それを事前の「遺留分除外合意」や「価額固定合意」により一定の範囲で解決できるだけでなく、「非上場株式の贈与税の納税猶予」と併用することにより税コストの問題もある程度解決できることとした（株券発行会社が贈与実行時には、株券を発行した上で、現物贈与と裏書を行うことは当然である）。また、その際の自社株価算定においても相続税評価も選択肢としたことも朗報といえる。

他方、土地や社屋など自社株式以外の事業財産の生前贈与については、他の相続人に対する生前贈与等も条件にしながらも「遺留分計算の除外合意」を可能にしたことは評価に値する。それらの贈与は納税猶予対象ではないので精算課税贈与制度を使うことになろう。その反面、対象会社や後継者の要件等から適用を見送る会社も多いと思われる。

しかし、何よりも最大の問題は、適用に向きな会社も他の相続人全員に事前に遺留分請求権の存在を認知させてしまう挙句、それら他の相続人全員に結果的に何らかの“現物”を贈与する必要があるといえる。そして、最後のハードルとして家庭裁判所による「除

外合意や固定合意」の許可がある。許可の条件は、現在の遺留分放棄の許可審判に準じ、①当事者全員の真意に基づく合意であるかという点と、②それに見合う生前贈与を現物で受けられたかどうかを中心に審判してくると思われる。

なぜ“現物”かというと、遺留分放棄の許可審判の際も履行の確実性が担保されない“将来に向けた贈与予約”だった場合には、許可されなかつた事例があるからである。

そうだとすれば、相当な額の贈与となることもあり得、かような話を他の相続人に一度でも持ちかけ、金額面で万が一にも合意に至らなければ余計に相続紛争を引き起こしてしまいかねないので、従来からある他の方法による地道な遺留分対策も視野に入れて検討する必要があろう。

## 2 遺留分放棄+相続時精算課税贈与+遺言

遺言については後述するが、相続時精算課税制度を使った大型贈与を生前中の財産分けのつもりで特定の相続人に対して行うのであれば、遺留分放棄の家庭裁判所手続を条件とするのも方法の一つといえる。

前述のとおり家庭裁判所は、①放棄理由の合理性や事情（=相続前に相当な財産の贈与を受けた事実など）、②放棄予定者の本意か、などを基に判断するので大型贈与の形跡が当局にも残り、相続後に相続人も閲覧できる精算課税贈与制度は年齢要件をクリアすれば打って付けといえる。その際に忘れてはならないのが遺言である。

理由は遺言がない場合には、いくら遺留分放棄をしていても放棄者の遺産分割同意の証として署名・実印押印が必要だからである。

## 3 遺言のポイント

筆者は、次の二つの理由で公正証書遺言を勧めている。

- ① 相続後の検認の際、家庭裁判所での審問で全相続人のうち一人からでも筆跡や意思能力について“不明・不確か”である旨の返答があると、結果的に遺言のみで不動産の名義変更や預金解約等ができなくなる場合がある。
- ② 自筆遺言はいくら封印遺言であったとしても内緒で開封したり、検認の申立てを怠ったり(共に過料5万円以下)、破棄される可能性が高いのに反して、公正証書遺言の場合は公証人役場で遺言者が110歳になるまで元本を保管してくれる。万が一、公正証書謄本を紛失しても何度でも再発行してくれるという安心感もある。

遺言作成時のポイントは、(イ)遺留分減殺請求に対する弁償方法の指定、(ロ)受遺者の先死亡に備えての付言、(ハ)事業用財産・担保財産・借入連帯保証人のことなども考慮、(ニ)今後の財産の増減も考慮した上での全財産を網羅すること、(ホ)遺言執行者は受遺者の内の人、又は資格を有する専門家とすること、(ヘ)遺留分請求してきそうな相続人に対する特別受益がある場合は付言しておく、(ト)平成21年3月24日最高裁判決により、遺言での債務継承者指定が条件付きながらも有効判断が下されたので、債務連帯保証人等に相続人も入っている場合はその債務承継者の指定、などである。

遺留分請求が予測される場合は、(イ)と(ニ)が大切と考える。その他には公序良俗に反しない範囲の負担付き又は条件付き遺贈などがある。

#### 4 養子縁組と離縁

養子を増やせば特定の相続人の遺留分は相対して減少する反面、その養子にも遺留分が

発生するので単純な相続対策の発想のみで養子縁組をしているのであれば離縁も考えるべきであろう。

#### 5 個人保険の活用

平成16年に最高裁が議論に終止符を打つ判決を出したことにより、ある程度の金額までは特定の相続人のみを保険金受取人とする片寄った受け取らせ方をしても遺留分対象外とした。つまり「死亡保険金請求権は相続財産ではなく、また特別受益でもない。しかし、他の受取人との間に生ずる不公平が様々な事情を考慮してもなお到底是認できないほどに著しいものであれば特別受益に準じた持戻し対象とする」(要旨)ので、ある程度の金額までなら遺留分対策として使えると思われる(ちなみに、その判決のもととなる事件では計算をしてみると全遺産の20%をはるかに超える保険金が一人の受取人のものとなっていた)。

#### 6 死亡退職金の活用

本来、死亡退職金も過大功労金部分を除き受取人固有の受給権であるので遺産分割や特別受益の持戻しの対象とはならないと思われるが、死亡退職金規程を作る際の留意点が三つある。

- ① 第一順位と第二順位くらいまでは支給相手、つまり受取人を明記しておく。
- ② 議事録を作る際には形式ではなく議事出席者の賛否を現実に形跡として残す。
- ③ 他の取締役や今後の取締役の退任の際にも影響を及ぼすことを心得ておく。

#### 7 記憶をたどって記録しておく

遺留分請求してきそうな相続人に対して過去に住宅資金の援助や結婚資金支出、生活支

援金、他の相続人に比べ破格の教育費支出、贈与等があった場合は可能な限り贈与者の直筆によりメモを記録しておくことも地味だが実務的には大切なことである。贈与者以外には知らないことも多々あるので、いざ様め事が起きたときも両親等の直筆のメモが出てくれれば骨肉の争いまで発展せずに解決する場合が多い。

## 8 法人への事業供用財産

法人事業に不可欠な財産は「事業承継資金支援法」などの活用により法人が事前に買い取り、又は遺言で法人に遺贈することもあり得る。前者の場合は譲渡所得が、後者の場合は被相続人のみなし譲渡による準確定所得税と法人税などの税負担が生ずるが、そこは持分による部分移転などを用いた節約を工夫したい。

## 9 共有状態にある自社株式への対応

遺留分請求により自社株式の一部が準共有状態となつても議決権への影響を抑えるために、下記の事項を検討する。

- ① 名義株主からは「名義株主表明書」を取得した上で、発行会社の株主名簿なども書き換える。
- ② 事業後継者家族の議決権保有割合をアップするために発行会社が、それら以外の株主から自社株式の買取りをしておく。特に遺留分請求をしてきそうな推定相続人分は優先する。
- ③ 現代表者やその配偶者の所有株式を買取る場合は、低額譲渡による差額が贈与税のリスク以上に特別受益の対象となることに留意する。

- ④ 無議決権株化するのであれば将来的に長きにわたり、配当負担が増えてしまわないよう配当条件も登記しておく。
- ⑤ 株価の上昇を少しでも抑えるために後継者の事業寄与度は、その年度単位で、役員給与で報いておく。
- ⑥ 両刃の剣にはなるが、自社株買取請求権の定期追加も検討しておく。

## 10 信託の活用

株式会社朝日信託の取締役である北野康弘税理士によると、不動産や自社株式について信託制度を利用することにより、所有者と受益者（自社株式の議決権については議決権者という方が理解しやすい）を区分でき、結果として、遺留分減殺請求によるそれらの共有化などの分散リスクは抑制できる効果が期待できるようである。

当然、司法判断が下されているわけではなく、また完全に遺留分請求そのものを封じることはできないだろうが、中小企業庁も注目していることから今後、検討の価値は大きいと思われる。

### ◆ おわりに

以上、遺留分関係について筆者、浅学、若輩ながら実際に経験した実務上の落とし穴やリスク項目などを基に検討したが、読者の中には他の注意点や法的スキルを多々お持ちの方も多いことだろう。

どうかご一読いただいた本稿につき、ご指摘・ご意見を頂戴し筆者も研鑽を重ねていきたい。

〔てらにし・まさゆき〕